

第117期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月29日(火曜日) 午前10時

場所

松山市勝山町2丁目1番地
当行本店 5階ホール



新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をしていただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

なお、お土産の配布は取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

目次

- 第117期定時株主総会招集ご通知… 1
- 議決権の行使についてのご案内… 3

(添付書類)

- 事業報告… 5
- 計算書類… 19
- 連結計算書類… 21
- 監査報告書… 23

(株主総会参考書類)

- 第1号議案 剰余金の処分の件 …… 28
- 第2号議案 取締役13名選任の件 …… 29
- 第3号議案 監査役1名選任の件 …… 37
- 第4号議案 株式給付信託 (BBT)
の1事業年度あたり
の上限付与ポイント
数の決定の件 …… 38

(証券コード：8541)

2021年6月10日

株主各位

松山市勝山町2丁目1番地

株式会社 **愛媛銀行**

頭取 西川義教

第117期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第117期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をしていただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、後述のご案内に従って2021年6月28日(月曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2021年6月29日(火曜日) 午前10時
2 場 所	松山市勝山町2丁目1番地 当行本店 5階ホール
3 目的事項	■ 報告事項 1. 第117期(2020年4月1日から2021年3月31日まで) 事業報告および計算書類報告の件 2. 第117期(2020年4月1日から2021年3月31日まで) 連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 ■ 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役13名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 株式給付信託(BBT)の1事業年度あたりの上限付与ポイント数の決定の件

以 上

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の**当行ウェブサイト (https://www.himegin.co.jp/)**に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。
 - ①業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況
 - ②株主資本等変動計算書
 - ③計算書類の個別注記表
 - ④連結株主資本等変動計算書
 - ⑤連結計算書類の連結注記表
- 本会場が満席となった場合は、第2会場等をご案内いたしますのでご了承いただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の**当行ウェブサイト (https://www.himegin.co.jp/)**に掲載いたします。

＜新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ＞

新型コロナウイルス感染症による感染予防および拡散防止のため、株主の皆さまの健康と安全を第一に考え、ご来場をお控えいただくとともに、本総会におきまして以下の対策を実施させていただきますこと、何卒ご理解、ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

- お土産の配布はいたしません。
- 株主さま同士の距離が一定程度離れるように座席を設置させていただきます。入場できる人数に限りが生じますので、別会場にお通しする場合がございます。
- 当日役員および本株主総会運営スタッフは、マスク等を着用して対応させていただきます。
- ご来場の株主さまにおかれましては、マスク着用やアルコール消毒液の使用等、感染拡大防止のための措置へのご協力をお願いいたします。また、株主さまの体温を計測させていただき、発熱が確認された場合や、風邪等の症状によりご体調が優れないと判断させていただいた場合は、ご入場の制限等をさせていただきます。
- 会場の扉を開放し、換気に努めてまいります。
- なお、今後の状況により本株主総会の運営に変更が生ずる場合は、インターネット上の当行ウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会日時

2021年6月29日(火曜日)
午前10時

株主総会にご出席いただけない場合

郵送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご返送ください。

行使期限

2021年6月28日(月曜日)
午後5時30分必着

インターネット等



次頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧の上、下記の行使期限までに行使してください。

行使期限

2021年6月28日(月曜日)
午後5時30分まで

「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※なお、一度議決権を行使した後で行使内容の変更をされる場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

議決権行使書		株主番号 012345678	議決権行使期間 10日																								
<p>〇〇〇株式会社 御中 <small>※本紙は、〇〇〇株式会社の取締役会が議決権行使書用紙として作成したものであり、議決権行使書として使用することはできません。</small></p>																											
<p>〇〇〇〇 〇〇 〇〇</p>	<table border="1"> <tr> <th>議案</th> <th>賛</th> <th>否</th> <th>保留</th> <th>無効</th> <th>未行使</th> </tr> <tr> <td>議案第1号</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>議案第2号</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>議案第3号</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	議案	賛	否	保留	無効	未行使	議案第1号	○	○	○	○	○	議案第2号	○	○	○	○	○	議案第3号	○	○	○	○	○	<p>お願い</p> <ol style="list-style-type: none"> 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙を封筒に入れてお送りください。 封筒の裏面に「〇〇〇株式会社」の名称を記載し、封筒の裏面に「議決権行使書」としてご返送ください。 封筒の裏面に、住所・氏名・電話番号を記載し、封筒の裏面に「〇〇〇株式会社」の名称を記載し、封筒の裏面に「議決権行使書」としてご返送ください。 議決権行使書は、インターネット等による行使が可能です。インターネット等による行使は、インターネット等による行使の案内に記載の事項に従ってご返送ください。 	
議案	賛	否	保留	無効	未行使																						
議案第1号	○	○	○	○	○																						
議案第2号	○	○	○	○	○																						
議案第3号	○	○	○	○	○																						
<p>〇〇〇株式会社 100-8233 〒100-8233 千代田区丸の内1丁目 4番1号 代付 太郎 〇〇〇 株式会社</p>																											
<p>株主総会開催日時: 2021年6月29日(火曜日) 午前10時</p>																											
<p>株主総会開催場所: 〇〇〇株式会社 〇〇〇ホール</p>																											
<p>議決権行使書用紙のQRコードを読み取り、スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。</p>																											

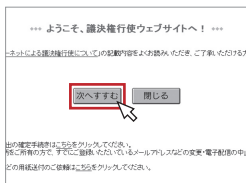


インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承のうえ、議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



バーコード読み機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。(QRコードは、株式会社デンソーウェアの登録商標です。)



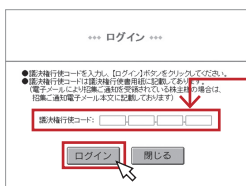
パスワードおよび議決権行使コードのお取扱い

- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にしてお取扱いください。
- パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

議決権行使のお取扱い

- 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

2 ログイン



お手持の議決権行使書用紙の左下に記載された「議決権行使コード」を入力

議決権行使コード

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

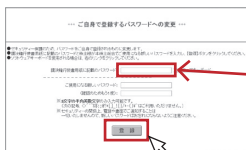
議決権行使に関するパソコン等の操作方法

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
0120-652-031 受付時間／9：00～21：00

その他のご照会

証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
0120-782-031 受付時間／9：00～17：00 土日休日を除く
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

3 パスワードの入力



お手持の議決権行使書用紙の左下に記載された「パスワード」を入力

パスワード

議決権電子行使プラットフォームのご利用について
(機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

4 以降、画面の指示に従って賛否をご入力ください

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

■金融経済環境

世界経済は、新型コロナウイルスの感染拡大により非常に不確実な状態が続いています。各国間や業種間で大きな差が生じています。国際通貨基金（IMF）は、2021年の世界経済の成長率を6.0%とし、1月から0.5%上方修正しました。この上方修正は、一部の経済大国における追加の財政支援やワクチン接種の効果への期待を反映したものです。世界経済の先行きは、ワクチン接種による感染沈静化が進むまでの財政政策や金融政策の動向次第となっています。

国内経済でも、新型コロナウイルスの流行が再拡大する中、内需を中心に景気回復が足踏み状態となっています。個人消費は、2度目の緊急事態宣言の解除後に持ち直し傾向にあったものの、3度目の緊急事態宣言により、再び消費活動の自粛が強まっています。新型コロナウイルスの収束が見通せない中、ワクチンの普及が進むまでの間、当面は感染拡大を防ぐための活動制限を断続的に実施せざるを得ず、一進一退の状況が続く見込みです。

愛媛県経済においても同様で、変異株の急拡大に伴い、最大警戒レベルの「感染対策期」に入り、大幅な行動制限が求められており、経済活動が縮小しています。中でも、宿泊業、飲食サービス業などにおいては、厳しい状況が続くと考えられます。

コロナショックの影響を受けた地域経済の再生には時間がかかると予想されますが、地域金融機関として、新型コロナウイルスによる影響を受けた個人や事業者の方々への資金繰りや経営改善の支援など、金融仲介機能をしっかりと発揮して、地域経済の再起動に向けた取組みを行ってまいります。

■2020年度事業内容

当行及び子会社は、厳しい経営環境の中、銀行業務を中核とし、これに付随するリース業などの金融サービスやベンチャー企業等への投資業務も行い、地域経済の活性化や地方創生に取り組んでまいりました。

新型コロナウイルスにより影響を受けられたお客さまを支援するため、すべての取引先にヒアリングを実施し、資金繰りを中心とした支援を行ってまいりました。7月に各部横断的な「新型コロナ金融支援チーム」を立ち上げ、8月には、「経営サポート室」を、10月には「債権管理再生チーム」をそれぞれ新設しました。また12月には、西瀬戸パートナーシップ協定を結ぶ山口フィナンシャルグループと共同で「にしせと地域共創債権回収株式会社」を設立しました。これらを通じ、組織的、継続的に、地域経済への付加価値の提供に努めております。

また、SDGs・ESGに関する取組みが、世界や地域におけるトレンドとなる中、前年度に引き続き、7月には「地域ESG融資促進利子補給事業」に係る指定金融機関となり取扱いを開始しました。11月には、四国の地域金融機関で初めて、事業者さまへのSDGs診断を行う「SDGs経営立ち上げ支援サービス」の取扱いを開始しました。今後は、2月に設置した「SDGs企画室」を中心として、行政とも連携しながら、環境や社会へ好循環をもたらすよう、引き続きSDGs宣言に基づいた取組みを推し進めてまいります。

さらに、デジタルトランスフォーメーション、いわゆる、DX戦略の一環として、ITを活用したお客さまの業務の効率化を支援するため、4月には、非対面ツールである「ひめぎんアプリ」および経営支援プラットフォーム「Ehime Big Advance」の取扱いを開始し、8月には、「デジタルサポートチーム」を設置しました。また、「ひめぎんWEB住宅ローン」の取扱いを開始し、ペーパーレス・印鑑レスの促進を図り、2月には、入出金明細の照会期間拡大や口座間の振替等、「ひめぎんアプリ」のバージョンアップを行っております。お客さまには、「いつでも、どこでも、かんたんに」金融サービスを楽しんでいただけるよう、さらなるDX戦略に取り組んでまいります。

■2020年度の業績

預金・譲渡性預金

期末預金は、448億円増加し、2兆4,874億円となり、そのうち、個人預金の期末残高は、768億円増加し、1兆4,019億円となりました。

貸出金

個人、中小企業等を中心に期末残高は587億円増加し、1兆7,655億円となりました。

有価証券

市場リスクを抑制しつつ、積極的な運用に努めた結果、期末残高は6,024億円となりました。

損益状況

役務取引等収益が増加したものの、金利の低下や予防的な引当を追加実施したこと、店舗統廃合に係る償却を行ったことにより、当期純利益は47百万円減少し、50億9百万円となりました。

設備投資

システム投資については、WEB住宅ローンシステム、融資クラウドプラットフォームへの投資や融資支援システムの更改、外貨預金通帳レスへ向けた国際系端末の更改を行っております。

店舗数については、2020年度内に県内の5か店を近隣店舗に統廃合し、そのうち3か店をボーチェ出張所とし、また、2月からボーチェ桜井出張所をATM出張所としました。その結果、期末現在の店舗数は114か店、うち出張所16か店にて営業しております。

■当行の対処すべき課題

子ども地方銀行を取り巻く経営環境は、少子高齢化の進行や超低金利政策の長期化により、厳しい状況が続いております。加えて、新型コロナウイルスの影響により経済の先行き不透明な状況が続いており、解決すべき課題は多岐にわたっております。

当行は、地域金融機関として、新型コロナウイルスにより影響を受けた個人や事業者の方々への資金繰りや経営改善の支援など、金融仲介機能をしっかりと発揮して、経済再起動に向けた取組みを行ってまいります。

そうした中、2021年度から、新たな中期経営計画である「第17次中期経営計画 変革への挑戦 2nd stage～地域再起動のプラットフォームへ～」をスタートし、新連携や事業領域拡大等の取組みにより収益を極大化する「金融プラス1戦略」の推進を基本方針に掲げました。

地域価値共創型広域プラットフォーム銀行として、お客さまに寄り添いながら、新連携による金融プラス1戦略の広域展開等により、当行独自のプラットフォームを形成し、西瀬戸地域を中心とした地域経済の活性化に向け、地域価値共創の実現を目指します。

株主の皆さまには引き続きご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預 金	1,946,338	1,975,680	2,096,643	2,169,356
定期性預金	932,645	898,796	959,043	888,156
その他	1,013,693	1,076,883	1,137,599	1,281,200
貸 出 金	1,631,175	1,663,011	1,706,743	1,765,512
個人向け	537,733	540,243	537,895	551,499
中小企業向け	698,496	707,030	731,606	763,160
その他	394,945	415,737	437,241	450,852
商品有価証券	331	315	237	206
有 価 証 券	532,007	517,794	530,454	602,460
国 債	75,146	61,159	63,022	56,701
地 方 債	69,790	83,671	92,697	103,895
その他	387,071	372,963	374,734	441,863
総 資 産	2,541,270	2,598,474	2,646,756	2,757,008
内国為替取扱高	11,119,679	10,649,572	10,073,595	9,275,931
外国為替取扱高	百万ドル 4,388	百万ドル 5,269	百万ドル 7,427	百万ドル 7,368
経 常 利 益	8,734	7,623	7,571	7,874
当 期 純 利 益	5,718	5,363	5,056	5,009
1株当たりの当期純利益	円 銭 147 98	円 銭 137 14	円 銭 129 27	円 銭 128 06

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	1,334人
平 均 年 齢	38年10月
平 均 勤 続 年 数	16年0月
平 均 給 与 月 額	396千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員および嘱託を含んでおりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額はそれぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

	当 年 度 末	
	営 業 店 部 門	本 部 部 門
使 用 人 数	1,015人	319人

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末	
愛 媛 県	店 94	うち出張所 (16)
高 知 県	7	(ー)
香 川 県	4	(ー)
徳 島 県	1	(ー)
大 分 県	1	(ー)
広 島 県	3	(ー)
岡 山 県	1	(ー)
大 阪 府	2	(ー)
東 京 都	1	(ー)
合 計	114	(16)

- (注) 上記のほか、当年度末において、店舗外現金自動設備を155か所、それぞれ設置しております。

□ 当年度新設営業所

営業所名	所在地
ボーチェ松末出張所	愛媛県松山市松末一丁目4-3
ボーチェ角野出張所	愛媛県新居浜市西連寺町二丁目6-28
ボーチェ宇和島南出張所	愛媛県宇和島市中沢町二丁目1-8

ハ 銀行代理業者の一覧
該当ありません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額 (単位：百万円)

設備投資の総額	946
---------	-----

□ 重要な設備の新設等 (単位：百万円)

内 容	金 額
次期アウトソーシングシステム関連	565

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況
該当ありません。

□ 子会社等の状況

会 社 名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率
ひめぎんビジネスサービス(株)	愛媛県松山市千舟町五丁目6番地1	現金等の精査・整理・集金業務	百万円 10	% 100.00
(株)ひめぎんソフト	愛媛県松山市南持田町27番地1	コンピュータシステムの管理・運営	30	50.00
ひめぎんリース(株)	愛媛県松山市南持田町27番地1	リース業務・投資業務	30	75.00
(株)愛媛ジェーシービー	愛媛県松山市勝山町二丁目4番地7	クレジットカード業務・保証業務	50	90.00

重要な業務提携の概況

- ① 山口フィナンシャルグループと『西瀬戸パートナーシップ協定』を締結しております。
- ② 第二地銀協地銀38行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
- ③ 第二地銀協地銀38行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連641（農林中央、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
- ④ 第二地銀協地銀38行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
- ⑤ ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび入金時の利用手数料の一部無料サービスを行っております。
- ⑥ JAバンクえひめとの提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し時の利用手数料の無料サービスを行っております。
- ⑦ もみじ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し時の利用手数料の無料サービスを行っております。
- ⑧ 四国内第二地銀協地銀4行（当行、香川銀行、徳島大正銀行、高知銀行）の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金時の利用手数料の無料サービスを行っております。
- ⑨ ローソン銀行との提携により、ローソン店舗設置の現金自動設備による現金自動引出し・入金等のサービスを行っております。
- ⑩ イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金および振込みのサービスを行っております。
- ⑪ イーネットとの提携により、イーネット設置の現金自動設備による現金自動引出し・入金等のサービスを行っております。
- ⑫ セブン銀行との提携により、セブン銀行設置の現金自動設備による現金自動引出し・入金および振込み等のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

(1) 会社役員の様況

(年度末現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職	その他
本田元広	会長 (代表取締役)	総理	—	
西川義教	頭取 (代表取締役)	統轄、ひめぎん情報センター、監査部	—	
山本恵三	副頭取 (代表取締役)	資金証券部、リスク管理部	—	
日野満	常務取締役	今治支店長	—	
磯部時夫	常務取締役	企画広報部、お客様サービス部、人事教育部	—	
坪内宗士	常務取締役	国際部、審査第一部、審査第二部、船舶ファイナンス部	—	
豊田将光	常務取締役	ソリューション営業部、公務ふるさと振興部、事務システム部	—	
矢野紀行	常務取締役	経営管理部、総務部	—	
一色昭造	取締役 (社外取締役)		—	
仙波隆三	取締役 (社外取締役)		—	
真鍋正臣	取締役 (社外取締役)		日本リーテック株式会社 執行役員社会インフラ本部副本部長	
渡部卓記	取締役 (社外取締役)		—	
小網強史	常勤監査役 (社外監査役)		—	
寺田浩一	監査役		—	
平岡公明	監査役 (社外監査役)		—	

(当事業年度中に退任した役員)

氏名	退任時の地位	退任日
大宿有三	常務取締役	2020年6月26日退任
武田峰紀	取締役	2020年6月26日退任
青野勝廣	監査役	2020年6月26日退任
木原盛展	常勤監査役	2021年2月28日辞任

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

当行の役員報酬は、以下の考え方にに基づき、ガバナンス委員会（報酬委員会）において報酬水準等を確認し、その意見を踏まえ株主総会で決議された範囲内で取締役会にて決議されております。

- ・当行の役員報酬（社外取締役を除く）は、固定月額報酬と業績に応じて年1回6月に支給する役員賞与および株式給付信託（BBT）にて構成される。
- ・社外取締役の報酬については、固定月額報酬とし、従来の実績を勘案して算出される。
- ・利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標、その他の関連会社等の業績を示す指標等を基礎として算定される業績連動報酬は導入していない。
- ・固定報酬（固定月額報酬＋役員賞与）と非金銭報酬等（BBT）の割合については、7：3を目安に運用する。
- ・当行役員の固定月額報酬は、経験や各取締役が担う役割、責任、成果などに応じて、算定の基礎となる基準報酬月額（大卒初任給×12倍）に役職ごとの掛け目を乗じた範囲で算定される。

役名	役員報酬率 (%)
会長	85～100
頭取	85～100
副頭取および専務取締役	65～75
常務取締役	55～65

- ・役員賞与については、対象期間を前期株主総会の日から当期株主総会の前日までとし、業績に応じた支給率で、役割、責任、成果などを勘案して、役員賞与引当金の範囲内で算定される。
- ・当行の業績および利益の連動性を高めるために導入している株式給付信託（BBT）は、役職ごとに配分ポイントを定めている。
- ・役員報酬の決定手続きは、役員の指名および報酬等を諮問する「ガバナンス委員会（報酬委員会）」において、過年度実績や役職ごとの報酬水準を確認し、取締役会に答申する。
- ・取締役会は、ガバナンス委員会の答申に基づいて、株主総会で決議された取締役報酬総額の範囲内で審議し決定する。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、ガバナンス委員会にて検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬は、各監査役の協議によって決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	賞与	非金銭報酬等
取 締 役	14人	273 (54)	173	45	54
監 査 役	5人	36 (-)	36	—	—
計	19人	309 (54)	209	45	54

- (注) 1. 株主総会で定められた報酬限度額は、取締役300百万円、監査役50百万円であります。
2. 上記以外に、退任取締役2名、退任監査役2名に支払われた退職慰労金は、取締役13百万円、監査役0百万円であります。
3. 非金銭報酬等は、株式給付信託（BBT）制度による当事業年度の費用計上額であり、上記「報酬等」の欄に括弧内書きしております。
4. 当行取締役の金銭報酬の額は、2010年6月29日開催の第106期定時株主総会において年額300百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は18名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2017年6月29日開催の第113期定時株主総会において、株式給付信託（BBT）について3年間で300百万円を上限に拠出することを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は14名です。
5. 株式給付信託（BBT）制度において、第4号議案が原案通り承認可決されますと、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、82,000ポイントが上限となります。なお、取締役に付与されるポイントは、退任時の当行株式等の給付に際し、1ポイント当たり当行普通株式1株に換算されます（ただし、当行株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。
6. 当行監査役会の金銭報酬は、2007年6月28日開催の第103期定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。
7. 当行は、取締役会において取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
一色 昭造	当行は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
仙波 隆三	
真鍋 正臣	
渡部 卓記	
平岡 公明	

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、取締役および監査役、執行役員を被保険者として、保険会社との間で役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

当該保険契約では、被保険者である役員等が、役員等としての業務につき行った行為に起因して負担することとなる損害賠償金・争訟費用の損害を填補の対象としております。

なお、当該契約の保険料は全額当行が負担しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

区 分	氏 名	兼務会社名	役 職
取 締 役	真 鍋 正 臣	日本リーテック株式会社	執行役員 社会インフラ本部副本部長

(2) 社外役員の名な活動状況

氏名	在任期間	取締役会（監査役会）への出席状況	取締役会（監査役会）における発言 その他の活動状況
一色 昭造 (取締役)	3年9か月	取締役会12回開催のうち 12回出席	公職及び経営者として豊富な経験と高い識見を活かし、当該視点から経営全般の監督機能を果たしていただくことを期待しており、取締役会において適宜質問し意見をいただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
仙波 隆三 (取締役)	1年9か月	取締役会12回開催のうち 12回出席	公職を歴任した豊富な経験と高い識見を活かし、当該視点から経営全般の監督機能を果たしていただくことを期待しており、取締役会において適宜質問し意見をいただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
真鍋 正臣 (取締役)	1年9か月	取締役会12回開催のうち 11回出席	金融分野における専門家としての豊富な知識や経験を有しており、当該視点から経営全般の監督機能を果たしていただくことを期待しており、取締役会において適宜質問し意見をいただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
渡部 卓記 (取締役)	9か月	社外取締役就任後に開催 された取締役会10回開催 のうち10回出席	金融分野における専門家としての豊富な知識や経験を有しており、当該視点から経営全般の監督機能を果たしていただくことを期待しており、取締役会において適宜質問し意見をいただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
小網 強史 (監査役)	1年9か月	取締役会12回開催のうち 12回出席 監査役会13回開催のうち 13回出席	公職を歴任した豊富な経験と高い識見を活かし、適宜質問し意見を述べ、重要事項の協議等を行い、当行の社外監査役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
平岡 公明 (監査役)	9か月	社外監査役就任後に開催 された取締役会10回開催 のうち10回出席 社外監査役就任後に開催 された監査役会11回開催 のうち11回出席	公職を歴任した豊富な経験と高い識見を活かし、適宜質問し意見を述べ、重要事項の協議等を行い、当行の社外監査役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	8人	35	—

(注) 上記以外に退任監査役1名に支払われた退職慰労金は、監査役0百万円であります。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 100,000千株
発行済株式の総数 39,426千株

(2) 当年度末株主数 7,813名

(3) 大株主

発行済株式（自己株式を除く。）の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主は該当ありません。なお、当行の大株主上位10先は以下のとおりであります。

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社 日本カストディ銀行（信託口）	2,090 千株	5.32 %
株式会社 日本カストディ銀行（信託口4）	1,931	4.91
日本スタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	1,819	4.63
愛媛銀行行員持株会	1,295	3.29
美須賀海運 株式会社	1,000	2.54
大王製紙 株式会社	750	1.91
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	613	1.56
住友生命保険 相互会社	599	1.52
損害保険ジャパン 株式会社	499	1.27
株式会社 大和証券グループ本社	458	1.16

(注) 1. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は当事業年度末日における発行済株式より、自己株式141,672株（ただし、株式給付信託（B B T）が所有する株式数を含んでおりません。）を除いた総数に対する割合であり、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数
取締役（社外役員を除く。）	1人	9,600株
社外取締役	—	—
監査役	—	—

5. 当行の新株予約権等に関する事項

該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 堀川 紀之 指定有限責任社員 山田 修	55	(注) 2、(注) 3

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由
当行監査役会は、取締役会、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 公認会計士法第2条第1項以外の業務は以下のとおりであります。
債権購入に係る合意された手続による調査業務および貸倒引当金制度の高度化のための統計分析業務
4. 当行、子会社および子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は61百万円であります。
5. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記「当該事業年度に係る報酬等」にはこれらの合計額を記載しております。
6. 上記の金額は、消費税および地方消費税を含んでおりません。

(2) 責任限定契約
該当ありません。

(3) 補償契約
該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当行の会計監査人であることにつき当行にとって重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条の規定により会計監査人を解任します。また、その他、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、または、監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

8. 特定完全子会社に関する事項
該当ありません。

9. 親会社等との間の取引に関する事項
該当ありません。

10. 会計参与に関する事項
該当ありません。

第117期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

	科 目	金 額	
	経常収益	38,401	
経常	運用収益	31,563	
金	出証証券の引替	23,785	
貸	口金	6,392	
有	利息	2	
口	配当	109	
預	入金	1,273	
そ	受等	5,129	
役	手続	1,187	
受	業務収益	3,942	
そ	権常	122	
そ	業債	34	
そ	の経	87	
償	却債	1,585	
株	の式	0	
そ	の常	950	
の	調達	635	
経	金	2,122	
預	渡性	837	
讓	ル借	48	
口	貸用	41	
債	株の	6	
借	の予	226	
新	の他	5	
そ	の取	956	
役	の他	361	
支	の国	5,560	
そ	品有	675	
外	の等	354	
商	の他	2	
国	業他	195	
そ	の倒	123	
營	式	20,008	
所	の式	1,797	
の	の	702	
特	定	478	
固	別	130	
減	別	259	
の	別	227	
経	定	7,874	
特	定	0	
固	定	562	
減	定	7,312	
の	定	83	
税	引	478	
法	税、	2,719	
法	人	△415	
法	人	2,303	
当	期	5,009	
	純		
	利		

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

参考書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	286,273	預 金	2,164,907
コールローン及び買入手形	2,214	譲 渡 性 預 金	318,115
買入金銭債権	38,778	コールマネー及び売渡手形	4,428
商品有価証券	206	債券貸借取引受入担保金	1,140
有 価 証 券	605,425	借 用 金	73,730
貸 出 金	1,762,863	外 国 為 替	96
外 国 為 替	5,731	そ の 他 負 債	24,475
リース債権及びリース投資資産	6,478	役 員 賞 与 引 当 金	45
そ の 他 資 産	32,620	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,196
有 形 固 定 資 産	29,642	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	10
建 物	8,231	株 式 報 酬 引 当 金	177
土 地	19,742	利 息 返 還 損 失 引 当 金	20
リ ー ス 資 産	541	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	163
建 設 仮 勘 定	0	繰 延 税 金 負 債	10,923
その他の有形固定資産	1,126	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,332
無 形 固 定 資 産	1,711	支 払 承 諾	9,419
ソ フ ト ウ エ ア	1,439	負 債 の 部 合 計	2,612,182
リ ー ス 資 産	125	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	145	資 本 金	21,367
繰 延 税 金 資 産	170	資 本 剰 余 金	15,502
支 払 承 諾 見 返	9,419	利 益 剰 余 金	77,760
貸 倒 引 当 金	△14,455	自 己 株 式	△557
		株 主 資 本 合 計	114,072
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	32,842
		土 地 再 評 価 差 額 金	6,636
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△50
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	39,428
		非 支 配 株 主 持 分	1,396
		純 資 産 の 部 合 計	154,897
資 産 の 部 合 計	2,767,080	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,767,080

連結損益計算書 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		43,045
資金運用収益	32,012	
貸出金利息	23,806	
有価証券利息	6,403	
コールローン利息及び買入手形利息	2	
預金利息	109	
その他の受入利息	1,689	
役務取引等収益	5,436	
その他の業務収益	3,887	
その他の経常収益	1,709	
償却債権取立益	0	
その他の経常収益	1,708	
経常費用	34,361	
資金調達費用	2,138	
預讓金利息	837	
渡性預金利息	48	
コールマネー利息及び売渡手形利息	41	
債券貸借取引支払利息	6	
借入金の利息	240	
新株予約権付社債利息	5	
その他の支払利息	958	
役務取引等費用	5,356	
その他の業務費用	710	
その他の経常費用	24,166	
貸倒引当金繰入額	1,989	
その他の経常費用	493	
経常特別利益	1,495	
固定資産処分益	8,683	
特別損失	0	
固定資産処分損失	562	
減損	83	
減損	478	
税金等調整前当期純利益	8,121	
法人税、住民税及び等調整額	2,886	
法人税等調整額	△317	
当期純利益	2,568	
非支配株主に帰属する当期純利益	5,553	
親会社株主に帰属する当期純利益	105	
	5,447	

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

参考書類

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

株式会社 愛媛銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 堀 川 紀 之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 修 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社愛媛銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

株式会社 愛媛銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 堀川紀之[Ⓔ]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山田修[Ⓔ]
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社愛媛銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社愛媛銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運営の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に準って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

株式会社愛媛銀行監査役会

常勤監査役	小 網 強 史 ㊟
監 査 役	寺 田 浩 一 ㊟
監 査 役	平 岡 公 明 ㊟

(注) 常勤監査役小網強史及び監査役平岡公明は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

(注) 常勤監査役木原盛展は、2021年2月28日をもって辞任により退任いたしました。なお、監査役会の定員につきましては、法令及び定款の規定を満たしております。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

第117期の期末配当およびその他剰余金の処分につきましては、内部留保の充実を図りながら、安定した配当を継続的に行うとの基本方針にもとづき、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金15円

配当総額 金589,276,575円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年6月30日

2. その他剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 4,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 4,000,000,000円

第2号議案 取締役13名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		地位	および	担当
1	ほん だ もと ひろ 本 田 元 広	再任	会 長 (代表取締役)		総理
2	にし かわ よし のり 西 川 義 教	再任	頭 取 (代表取締役)		統轄、ひめぎん情報センター、 監査部
3	いそ べ とき お 磯 部 時 夫	再任	常務取締役		企画広報部、お客様サービス部、 人事教育部
4	つば うち むね お 坪 内 宗 士	再任	常務取締役		国際部、審査第一部、審査第二部、 船舶ファイナンス部
5	とよ だ まさ みつ 豊 田 将 光	再任	常務取締役		ソリューション営業部、公務ふる さと振興部、事務システム部
6	や の とし ゆき 矢 野 紀 行	再任	常務取締役		経営管理部、総務部
7	しの なが たか し 篠 永 尚 史	新任	常務執行役員 審査第一部長		
8	まつ き ひさ かず 松 木 久 和	新任	常務執行役員 本店営業部長 兼県立中央病院出張所長		
9	いっ しき しょう ぞう 一 色 昭 造	再任	社外	独立	取締役
10	せん ば りゅう ぞう 仙 波 隆 三	再任	社外	独立	取締役
11	ま なべ まさ とみ 真 鍋 正 臣	再任	社外	独立	取締役
12	わたな べ たか のり 渡 部 卓 記	再任	社外	独立	取締役
13	こん どう ち と せ 近 藤 千 登 世	新任	社外	独立	取締役

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
1	<p>再任</p> <p>ほん だ もと ひろ 本田元広 (1948年1月9日生)</p>	<p>1970年4月 当行入行 1992年2月 尾道支店長 1995年2月 高松支店長兼高松事務所長 2003年2月 公務ふるさと部長 2004年8月 人事教育部長 2006年6月 取締役 人事教育部長 2006年7月 常務取締役 2011年4月 専務取締役 2012年6月 頭取 2018年6月 会長 現在に至る</p> <p>(担当) 総理</p>	20,272株
<p>〈取締役候補者とした理由〉 営業店長、人事教育部長等を歴任し、2006年より取締役に、2012年より頭取、2018年からは会長に就任し、その職務・職責を公正かつ的確に果たしております。 銀行経営に関する豊富な経験や実績を有しており、高い能力や見識を活かすことにより当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	<p>再任</p> <p>にし かわ よし のり 西川義教 (1962年8月4日生)</p>	<p>1985年4月 当行入行 2002年2月 森松支店長 2006年3月 三島支店長 2012年2月 本店営業部副部長兼法人推進部長 2012年6月 取締役 本店営業部長 兼 県立中央病院出張所長 2015年7月 取締役 東京支店長兼東京事務所長 2017年2月 常務取締役 2017年6月 専務取締役 2018年6月 頭取 現在に至る</p> <p>(担当) 統轄、ひめぎん情報センター、監査部</p>	6,800株
<p>〈取締役候補者とした理由〉 本店営業部長、東京支店長等を歴任し、2012年より取締役、2018年からは頭取に就任し、当行頭取として、その職務・職責を公正かつ的確に果たしております。 銀行経営に関する豊富な経験や実績を有しており、高い能力や見識を活かすことにより当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
3	<p>再任</p> <p>いそ べ とき お 磯 部 時 夫 (1960年4月6日生)</p>	<p>1983年4月 当行入行 2009年2月 企画広報部副部長 兼広報担当部長</p> <p>2010年2月 西条支店長 2012年6月 宇和島支店長 兼宇和島新町出張所長</p> <p>2016年6月 大阪支店長 2017年6月 取締役 大阪支店長 2018年6月 常務取締役 現在に至る</p> <p>(担当) 企画広報部、お客様サービス部、人事教育部</p>	6,100株
<p>〈取締役候補者とした理由〉 営業店長、本部部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、2017年より取締役に、2018年からは常務取締役に就任しております。 取締役としての職務・職責を適切に果たしており、高い能力や見識を活かすことにより当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
4	<p>再任</p> <p>つば うち むね お 坪 内 宗 士 (1960年7月14日生)</p>	<p>1983年4月 富士銀行入行 2007年5月 みずほ銀行 千住支店長 2009年4月 同行 融資部副部長</p> <p>2013年5月 当行入行 2013年8月 審査第一部長 2015年2月 企画広報部長 2016年6月 取締役 監査部長 2017年6月 取締役 本店営業部長 兼県立中央病院出張所長</p> <p>2019年2月 常務取締役 現在に至る</p> <p>(担当) 国際部、審査第一部、審査第二部、船舶ファイナンス部</p>	5,172株
<p>〈取締役候補者とした理由〉 みずほ銀行において営業店長、融資部副部長等を担当し、当行においては審査第一部長、企画広報部長、本店営業部長等を歴任し、2016年より取締役に、2019年からは常務取締役に就任しております。 取締役としての職務・職責を適切に果たしており、高い能力や見識を活かすことにより当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
5	<p>再任</p> <p>とよ だ まさ みつ 豊田 将光 (1962年1月26日生)</p>	<p>1985年 4月 当行入行 2003年 8月 古川支店長 2006年 3月 道後支店長 2012年 6月 人事教育部長 2016年 6月 取締役 宇和島支店長 兼宇和島新町出張所長 2018年 8月 取締役 事務システム部長 2019年 6月 常務取締役 現在に至る (担当) ソリューション営業部、公務ふるさと振興部、 事務システム部</p>	6,500株
<p>〈取締役候補者とした理由〉 営業店長、人事教育部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、2016年より取締役に、2019年からは常務取締役に就任しております。 取締役としての職務・職責を適切に果たしており、高い能力や見識を活かすことにより当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
6	<p>再任</p> <p>や の とし ゆき 矢野 紀行 (1963年2月13日生)</p>	<p>1986年 4月 当行入行 2006年 3月 古川支店長 2013年 2月 企画広報部長 2015年 2月 総務部長 2018年 6月 取締役 総務部長 2019年 6月 常務執行役員 総務部長 2020年 2月 常務執行役員 経営管理部長兼総務部長 2020年 6月 常務取締役 現在に至る (担当) 経営管理部、総務部</p>	11,100株
<p>〈取締役候補者とした理由〉 営業店長、企画広報部長、総務部長、経営管理部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務全般に精通しております。 その高い能力や見識を活かすことにより当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
7	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">新任</div> しの なが たか し 篠 永 尚 史 (1962年1月12生)	1984年 4 月 当行入行 2004年 5 月 観音寺支店長 2007年 2 月 鴨川支店長 2009年 2 月 営業統括部推進役 2010年 2 月 郡中支店長 2012年 4 月 審査第一部長 2012年 6 月 高松支店長兼高松事務所長 2014年 6 月 広島支店長 2017年 8 月 審査第一部長 2019年 6 月 執行役員 審査第一部長 2020年 6 月 常務執行役員 審査第一部長 現在に至る	1,000株
〈取締役候補者とした理由〉 主要な営業店長や、審査第一部長の経験を有しており、的確な与信判断を遂行してまいりました。その高い能力や見識を活かすことにより当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。			
8	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">新任</div> まつ き ひさ かず 松 木 久 和 (1962年2月9日生)	1984年 4 月 当行入行 2004年 8 月 森松支店長 2007年 8 月 本店営業部次長 2010年 8 月 人事教育部副部長 2011年10月 八幡浜支店長 2015年 2 月 末広町支店長 2016年 6 月 今治支店長兼ローンセンター長 (今治) 2017年 6 月 取締役 今治支店長 兼ローンセンター長 (今治) 2019年 2 月 取締役 本店営業部長 兼県立中央病院出張所長 2019年 6 月 常務執行役員 本店営業部長 兼県立中央病院出張所長 現在に至る	2,900株
〈取締役候補者とした理由〉 本店営業部長、主要な営業店長を歴任するとともに、本部経験も有しており、当行の業務全般に精通しております。その高い能力や見識を活かすことにより当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
9	<p>再任 社外 独立役員</p> <p>いっ しま しやう ぞう 一 色 昭 造 (1942年12月10日生)</p>	<p>1965年 4月 運輸省入省</p> <p>1987年 1月 運輸審議会 首席審理官</p> <p>1991年 6月 運輸政策局 情報管理部長</p> <p>1992年12月 運輸政策局辞職</p> <p>1992年12月 一般財団法人地域伝統芸能活用センター理事長</p> <p>1995年 9月 石崎汽船株式会社 代表取締役社長</p> <p>2005年 4月 松山観光港ターミナル株式会社 代表取締役社長</p> <p>2015年 9月 石崎汽船株式会社 代表取締役会長</p> <p>2017年 6月 当行社外取締役</p> <p>2017年 9月 石崎汽船株式会社 代表取締役会長退任</p> <p>現在に至る</p>	0株
<p>〈社外取締役候補者とした理由〉</p> <p>一色昭造氏は、運輸省で勤務の後、石崎汽船株式会社の代表取締役社長などを務められ、公職および会社経営者としての豊富な経験と高い識見を有しており、当該視点から経営全般の監督機能を果たしていただくことを期待しております。当行の地域金融機関としての持続的成長や企業価値向上を図る観点から、当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものです。</p>			
10	<p>再任 社外 独立役員</p> <p>せん ば りゆう ぞう 仙 波 隆 三 (1952年1月2日生)</p>	<p>1974年 4月 愛媛県勤務</p> <p>2007年 4月 愛媛県 農林水産部森林局長</p> <p>2009年 4月 愛媛県 保健福祉部長</p> <p>2012年 4月 愛媛県 教育長</p> <p>2015年 7月 愛媛県副知事</p> <p>2016年 7月 愛媛県副知事退任</p> <p>2016年 8月 愛媛県社会福祉事業団理事長</p> <p>2019年 6月 当行社外取締役</p> <p>現在に至る</p>	0株
<p>〈社外取締役候補者とした理由〉</p> <p>仙波隆三氏は、愛媛県入庁後、保健福祉部長や教育長、副知事を歴任するなど、行政での豊富な経験と高い識見を有しており、当該視点から経営全般の監督機能を果たしていただくことを期待しております。当行の地域金融機関としての持続的成長や企業価値向上を図る観点から、当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものです。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
11	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="background-color: #c00000; color: white; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">社外</div> <div style="background-color: #333; color: white; padding: 2px 5px;">独立役員</div> </div> まなべ まさ とみ 真鍋正臣 (1961年11月25日生)	1984年 4月 日本銀行入行 2013年 4月 日本銀行 業務局営業業務課長 2014年 5月 日本銀行 名古屋支店次長 2015年 6月 日本銀行 松山支店長 2017年 5月 日本銀行退職 2017年 6月 日本リーテック株式会社 執行役員 社会インフラ本部副本部長 2019年 6月 当行社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 日本リーテック株式会社 執行役員社会インフラ本部副本部長	0株
〈社外取締役候補者とした理由〉 真鍋正臣氏は、日本銀行入行後、松山支店長などの要職を歴任され、現在は日本リーテック株式会社にて執行役員社会インフラ副本部長として活躍されております。金融行政での豊富な知識や経験に加え、幅広い人脈と高い識見を有しており、当該視点から経営全般の監督機能を果たしていただくことを期待しております。当行の地域金融機関としての持続的成長や企業価値向上を図る観点から、当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものです。			
12	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="background-color: #c00000; color: white; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">社外</div> <div style="background-color: #333; color: white; padding: 2px 5px;">独立役員</div> </div> わたなべ たかのり 渡部卓記 (1954年11月8日生)	1977年11月 愛媛県信用保証協会入協 2004年 4月 同協会 業務企画部副部長 2006年 4月 同協会 企画総務部長 2009年 4月 同協会 参事兼企画総務部長 2011年 4月 同協会 常務理事 2020年 4月 同協会 相談役 2020年 6月 愛媛県信用保証協会退職 2020年 6月 当行社外取締役 現在に至る	0株
〈社外取締役候補者とした理由〉 渡部卓記氏は、愛媛県信用保証協会にて永年勤務し、金融分野の専門家として豊富な知識や経験を有しており、当該視点から経営全般の監督機能を果たしていただくことを期待しております。当行の地域金融機関としての持続的成長や企業価値向上を図る観点から、当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものです。 なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
13	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;"> 新任 社外 独立役員 </div> 近藤千登世 (1956年6月5日生)	1979年 4月 株式会社愛媛東部ヤクルト入社 1982年 3月 株式会社愛媛東部ヤクルト退社 1982年 4月 近藤物産株式会社入社 1998年 9月 近藤物産株式会社 取締役副社長 2009年 8月 近藤物産株式会社 代表取締役社長 現在に至る	0株
<p>〈社外取締役候補者とした理由〉</p> <p>近藤千登世氏におかれては、永年、愛媛県新居浜市に拠点を置く近藤物産株式会社の代表取締役社長として、安定した企業経営能力と、豊富な経験を有しております。女性のお客様目線での意見提言や、これからの当行の女性活躍等、ダイバシティの推進に対する取り組みについて特に活躍を期待しております。また、当行のコーポレートガバナンス体制の充実強化にも貢献いただけるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものです。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。
2. 一色昭造氏、仙波隆三氏・真鍋正臣氏・渡部卓記氏および近藤千登世氏は、社外取締役候補者であります。
3. 一色昭造氏、仙波隆三氏・真鍋正臣氏および渡部卓記氏は、現在当行の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって、一色昭造氏は4年、仙波隆三氏および真鍋正臣氏は2年、渡部卓記氏は1年となります。
4. 一色昭造氏、仙波隆三氏・真鍋正臣氏および渡部卓記氏は、東京証券取引所の定める独立役員であり、原案通り選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、近藤千登世氏についても、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 当行は、一色昭造氏が代表を務める松山観光港ターミナル株式会社との間で経常的な金融取引を行っておりますが、独立性基準を満たしております。
6. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 監査役1名選任の件

2021年2月28日をもって監査役木原盛展氏が辞任されましたので、新たに監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> あべ かず ひこ 安部 和彦 (1961年10月28日生)	1984年4月 当行入行 2005年8月 鴨川支店長 2007年2月 西条支店長 2010年8月 審査第一部次長兼金融円滑化推進室長 2015年2月 お客様サービス部次長 2016年2月 営業統括部次長 2017年2月 営業統括部長 2018年2月 ソリューション営業部長 2019年6月 常務執行役員 ソリューション営業部長 2020年8月 常務執行役員 リスク管理部長 現在に至る	3,500株
〈監査役候補者とした理由〉 営業店長や、ソリューション営業部長、リスク管理部長などの本部部長を歴任するなど、現場および本部の業務全般について幅広い知識と経験を有しております。当行の経営全般の監査を、的確かつ効率的に遂行できると判断し、監査役としての選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。
2. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 株式給付信託（BBT）の1事業年度あたりの上限付与ポイント数の決定の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当行は、2017年6月29日開催の第113期定時株主総会において取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）を対象とした株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）今日に至っておりますが、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、現在の取締役に對する本制度にかかる株式報酬の報酬枠（金額およびポイント）を改めて設定する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、法令改正に伴う手続上のものであり、実質的な報酬枠を原決議と比較して増枠するものではなく、原決議同様、取締役の報酬と当行の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当行の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（事業報告〔本招集ご通知13頁〕をご参照ください）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2010年6月29日開催の第106期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額300百万円以内。ただし、使用人給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当行の取締役に對して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は8名ですが、第2号議案が原案通り承認可決されましても、本制度の対象となる取締役は8名となります。

なお、本議案の決議の効力は、2021年3月1日に遡って生ずるものといたします。

2. 本制度に係る報酬等の額及び具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に對して、当行が定める役員株式給付規程に従って、当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当行株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託金額

当行は、2017年7月1日から2020年6月末日までの3年間（以下、当該3年の期間、及び当該3年の期間経過後に開始する3年ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、現在の対象期間に関して本制度に基づく当行の取締役への給付を行うための株式の取得資金として、100百万円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当行が信託した金銭を原資として、現在の対象期間に関して当行株式89,000株を取得しております。

なお、現在の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当行は各対象期間に300百万円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当行株式（取締役が付与されたポイント数に相当する当行株式で、取締役に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当行株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本議案により承認を得た上限の範囲内とします。当行が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(4) 本信託による当行株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当行株式の取得は、上記（3）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当行の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。なお、取締役に付与されるポイント数の上限は1事業年度当たりポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当行株式数の上限は246,000株となります。

(5) 取締役が付与される当行株式等の数の上限

取締役に、原則として、毎年7月1日から翌年6月末日までの職務に対し、役員株式給付規程に基づき役位等により定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、82,000ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記（6）の当行株式等の給付に際し、1ポイント当たり当行普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当行株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

また、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（82,000株）の発行済株式総数（2021年3月31日現在。自己株式控除後）に対する割合は約0.2%です。

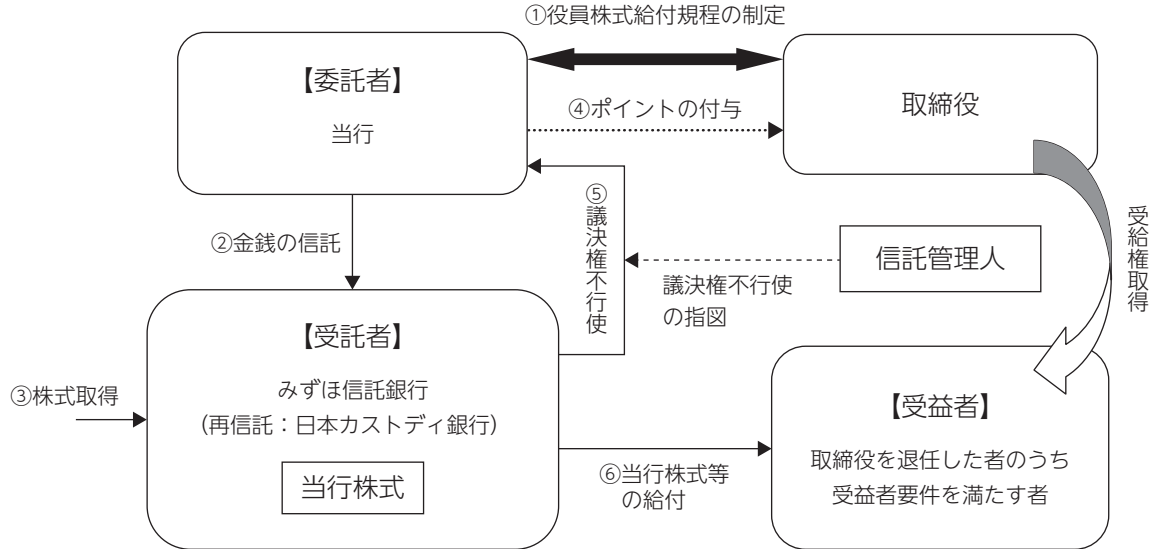
下記（6）の当行株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(6) 当行株式等の給付

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（5）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当行株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たさず場合は、一定割合について、当行株式の給付に代えて、当行株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当行株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は当行に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

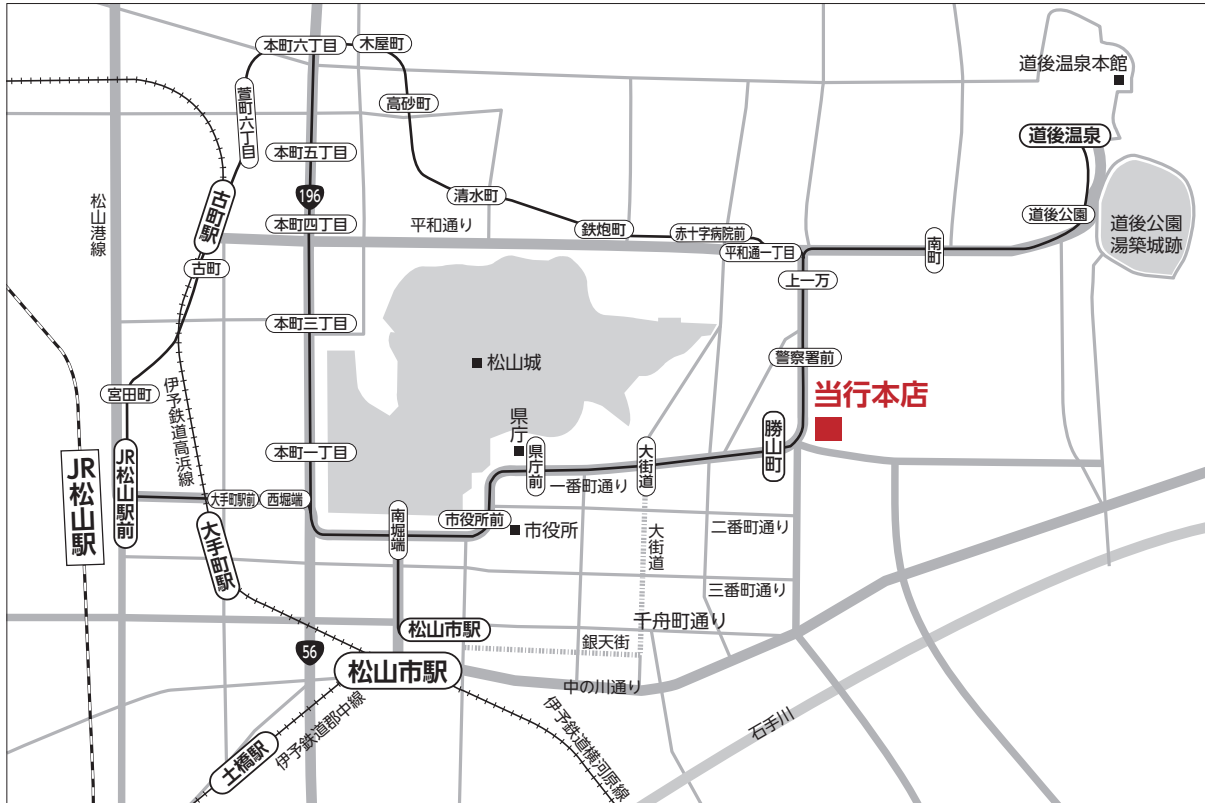
<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当行は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当行は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当行株式を、取引所市場を通じて又は当行の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当行は、「役員株式給付規程」に基づき取締役のポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当行から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当行株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当行株式を給付します。ただし、取締役が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当行株式の時価相当の金銭を給付します。

以上

株主総会会場ご案内図



会 場：松山市勝山町2丁目1番地 当行本店 5階ホール

交通のご案内

- JR松山駅から……………伊予鉄路面電車〈道後温泉行〉で15分。「勝山町」で下車して徒歩1分。
- 伊予鉄松山市駅から…伊予鉄路面電車〈道後温泉行〉で10分。「勝山町」で下車して徒歩1分。

〈お願い〉 駐車場は収容台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。

お土産の配布は取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

